

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年9月8日(2016.9.8)

【公開番号】特開2015-24030(P2015-24030A)

【公開日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-008

【出願番号】特願2013-155867(P2013-155867)

【国際特許分類】

A 6 1 N 5/067 (2006.01)

【F I】

A 6 1 N 5/06 E

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月25日(2016.7.25)

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

このとき、前記外付け手段は、単一の前記医療用具に対して、複数の前記光放射プローブを外付け可能であってもよい。

このように構成しているため、医療用具外面の複数箇所に、光放射プローブが外付け可能となり、複数の光放射プローブのうち、適切な位置に到達した光放射プローブから光放射が可能となる。そのため、施術中に、医療用具の捻れや燃れ等を考慮する必要がなく、光放射プローブを、適切な位置に移動させるように手元の操作ハンドルで微調整する必要がない。このとき、適切な位置に配置された光放射プローブからのみ光放射を行い、その他の光放射プローブからは光放射を行わないように制御してもよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

なお、連結部35c'及び第二のチューブ34'の数は、3つに限定されず、二つ又は四つ以上であってもよいが、カテーテル10のリング状電極11及び先端電極12の機能を保持するためには、2~3個程度が好適である。

このように連結部35c'及び第二のチューブ34'を複数設けることにより、カテーテル10に複数の光放射プローブ部材20を外付け可能となり、生体内部でのカテーテル10の捻じれ等の有無や角度にかかわらず、所望の部位に容易に光照射することが可能となる。また、適切な位置に配置された光放射プローブ部材20からのみ光放射を行い、その他の光放射プローブ部材20からは光放射を行わないように制御することも可能となる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0066

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0066】

なお、上記各実施形態では、カーテル10として、図17のように、先端側を湾曲させることができを示したが、図18のように、カーテル10の先端がカーテル10の他の部分に接近して対向又は当接するように、リング状に形成されたものを用いてよい。